

必要書類一覧表（特定生産緑地の指定について）

書類	部数	取得先	備考
特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書	1 部	公園緑地課窓口 市 HP	・申請者（代表者）は、土地の所有者です。 ・土地が共有の場合は、代表者の方がとりまとめてください。 ・農地等利害関係人がいる場合は、同意欄に権利種別、利害関係人の名前、住所を記入し、実印を押印してください。 ・押印（実印）漏れがないようご注意ください。
土地登記事項証明書 （全部事項証明書）	1 部	法務局	・原則 3 ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。
印鑑登録証明書 （原本）	1 部	市民課	・原則 3 ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。 ・農地等利害関係人が複数の場合は全員分必要です。
案内図	1 部	—	・証明する農地等の位置が分かる図面（住宅地図等）です。 ・区域を赤線で表示してください。
公図の写し	1 部	法務局	・原則 3 ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。 ・区域を赤線で表示してください。
仮換地証明書	1 部	市街地整備課	・申請する生産緑地が区画整理事業区域内にある場合のみ必要となります。
委任状	1 部	—	・代理人が提出する場合に必要です。

※農地等利害関係人とは、所有者、共有者、抵当権者、借地権者、小作権者等、登記簿に記載されている土地の権利が設定されている全ての方が対象となります。

※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、当市で一括して同意を取得します。

※生産緑地の筆の一部を特定生産緑地に申請する場合は、申請前に「分筆」をお願いします。

※申請書類受領後は、現地確認等をさせていただく場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【書類提出について】

- ・書類をそろえて公園緑地課窓口又は郵送にて提出ください。
- ・受付窓口・・・本庁舎 3 階公園緑地課（平日の 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分）
（平日の 1 2 時～1 3 時 0 0 分、土、日、祝日を除く）

お問合せ先
越谷市公園緑地課
電話 048-963-9225（直通）